

東証上場会社における 独立社外取締役の選任状況 及び指名委員会・報酬委員会 の設置状況

株式会社東京証券取引所

2026/7/21



【本資料の集計対象について】

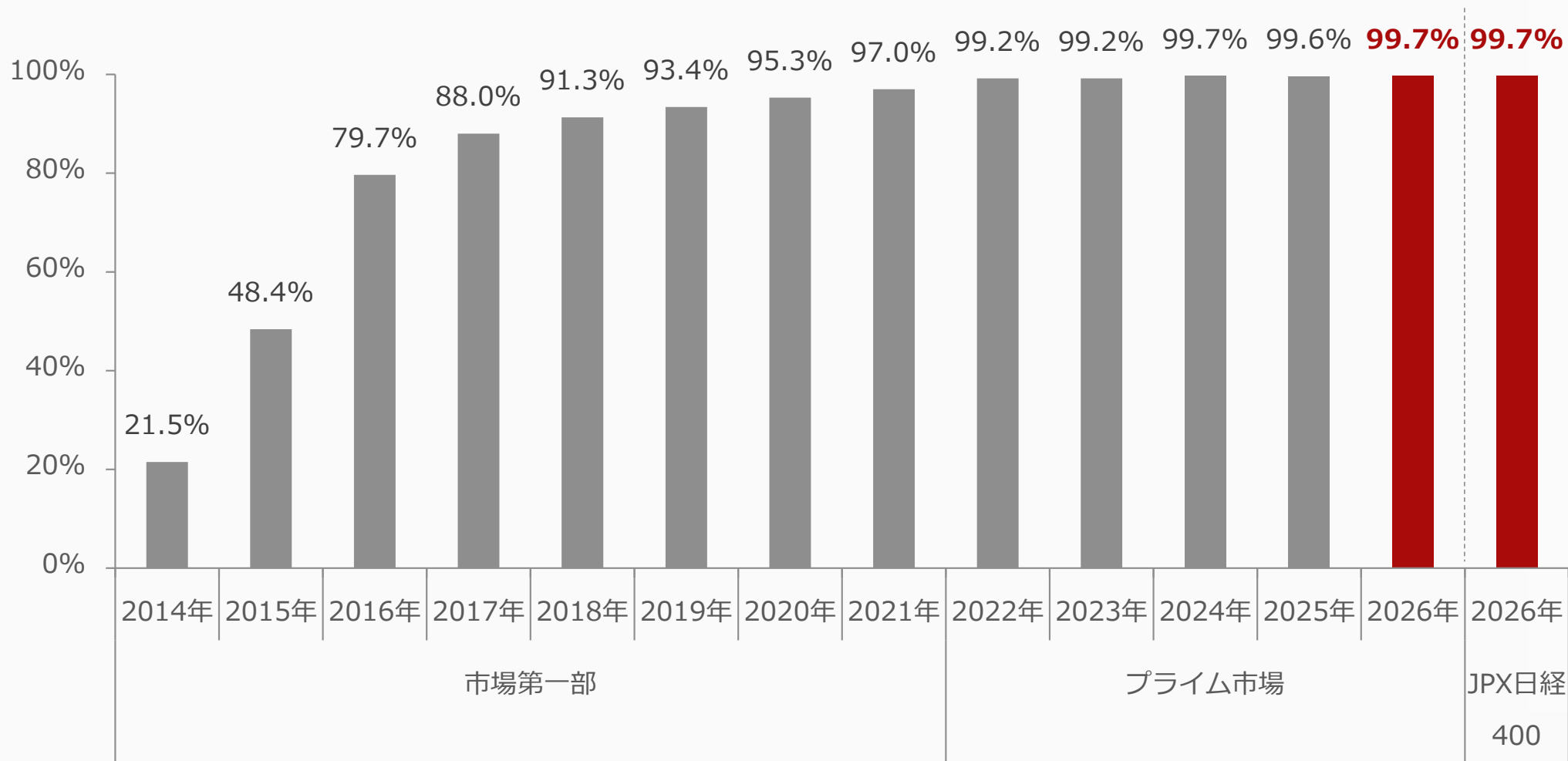
本資料は、2026年7月14日時点におけるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに集計しています。

1. 独立社外取締役の選任状況

1. (1) 2名以上の独立社外取締役の選任状況

- 2名以上の独立社外取締役を選任する上場企業の比率は、
- ✓ プライム市場では、**99.7%** (前年比+0.1pt)
 - ✓ JPX日経400では、**99.7%** (前年比+0.2pt)

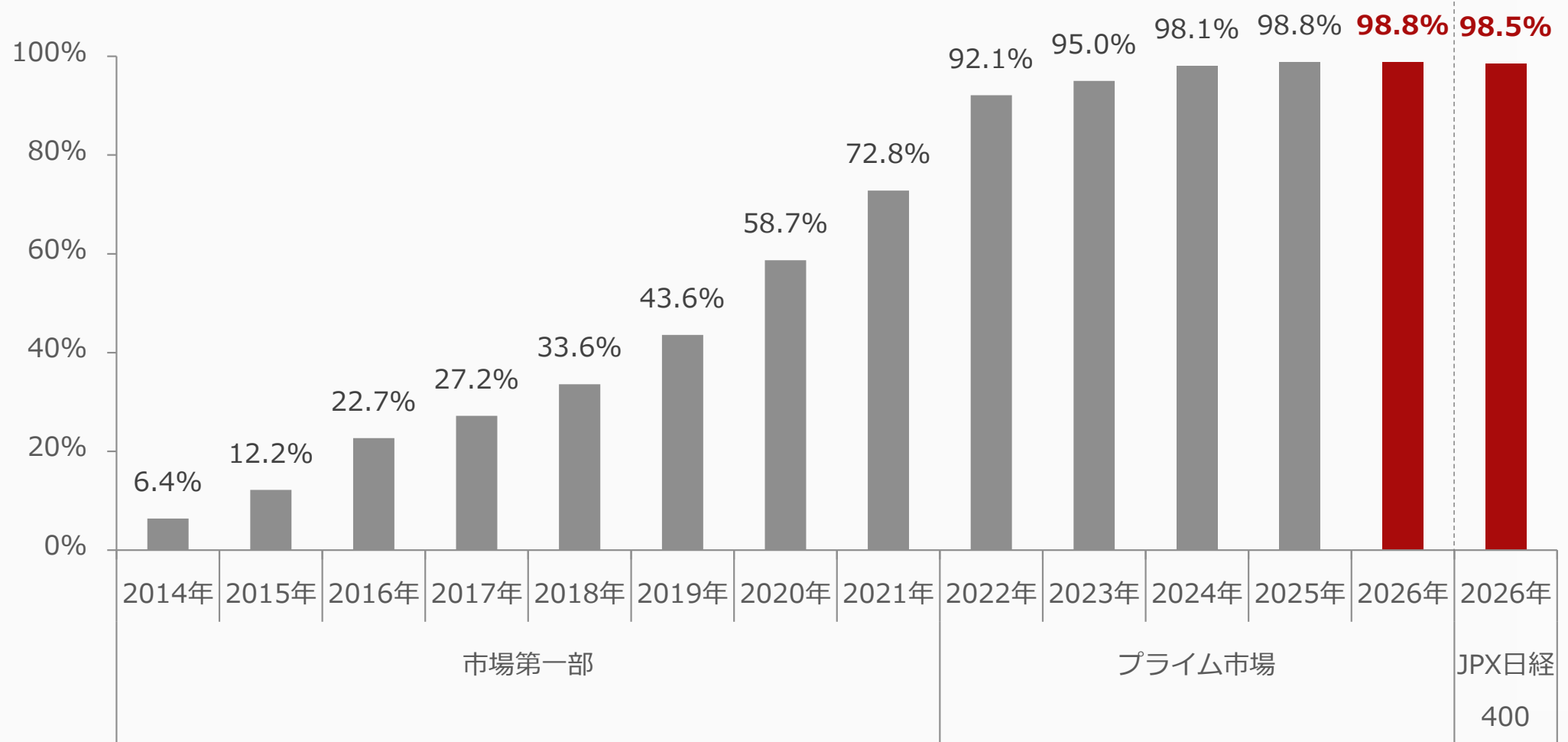
【2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社（プライム市場）の比率推移】



1. (2) 3分の1以上の独立社外取締役の選任状況

- 3分の1以上の独立社外取締役を選任する上場企業の比率は、
 - ✓ プライム市場では、**98.8%** (前年比±0pt)
 - ✓ JPX日経400では、**98.5%** (前年比±0pt)

【3分の1以上の独立社外取締役を選任する上場会社（プライム市場）の比率推移】

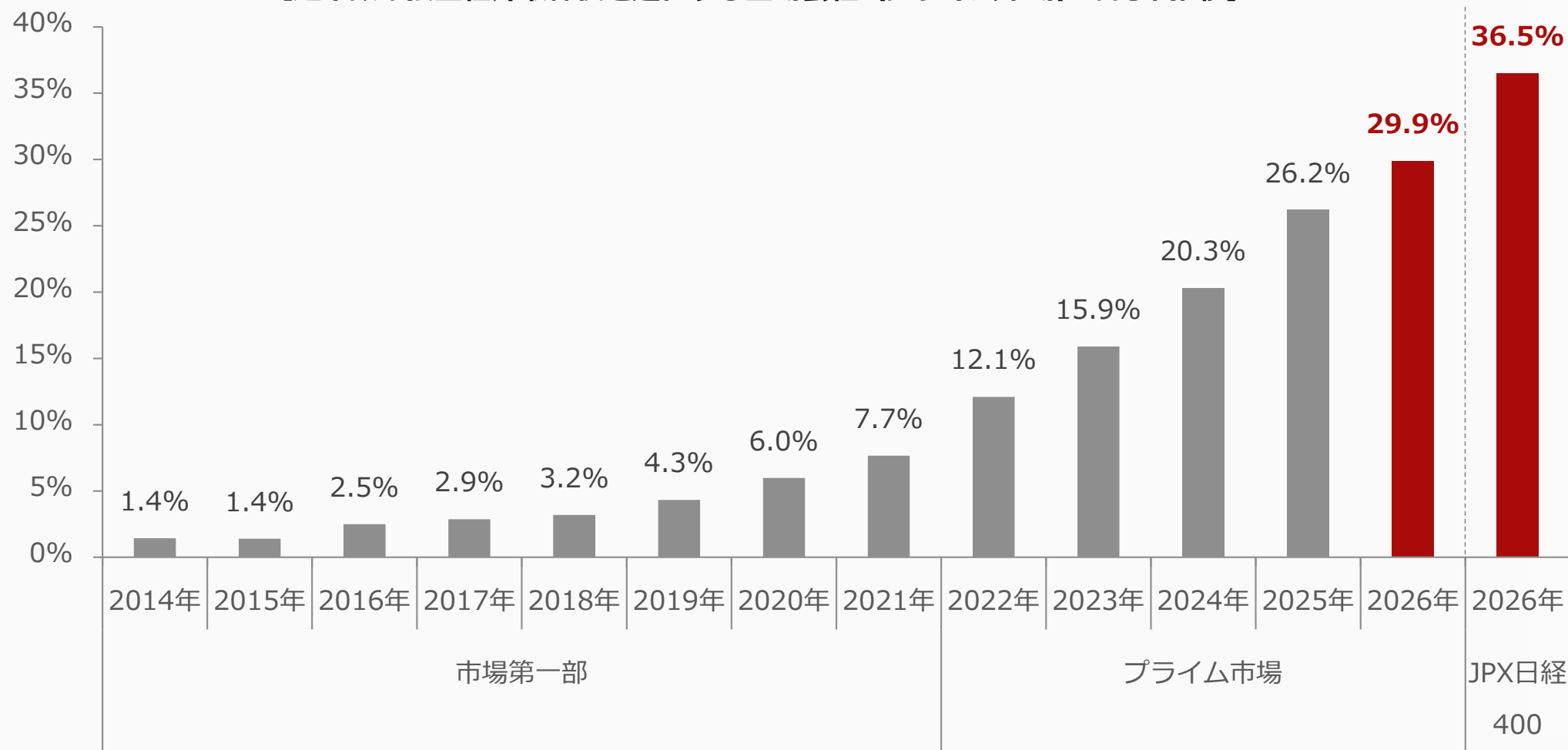


1. (3) 過半数の独立社外取締役の選任状況

➤ 過半数の独立社外取締役を選任する上場企業の比率は、

- ✓ プライム市場では、**29.9%** (前年比+3.7pt)
- ✓ JPX日経400では、**36.5%** (前年比+3.9pt)

【過半数の独立社外取締役を選任する上場会社（プライム市場）の比率推移】



(参考) 2名／3分の1以上／過半数の独立社外取締役の選任会社数

集計対象	社数	2名以上の 独立社外取締役選任		3分の1以上の 独立社外取締役選任		過半数の 独立社外取締役選任	
		会社数	比率	会社数	比率	会社数	比率
プライム市場	1,551社	1,546社 (-70)	99.7% (+0.1pt)	1,532社 (-70)	98.8% (±0pt)	463社 (+38)	29.9% (+3.7pt)
スタンダード市場	1,563社	1,352社 (+13)	86.5% (+1.2pt)	974社 (+43)	62.3% (+3.0pt)	117社 (+10)	7.5% (+0.7pt)
グロース市場	594社	446社 (+16)	75.1% (+4.6pt)	406社 (+12)	68.4% (+3.8pt)	106社 (+11)	17.8% (+2.2pt)
全上場会社	3,708社	3,344社 (-41)	90.2% (+1.1pt)	2,912社 (-15)	78.5% (+1.5pt)	686社 (+59)	18.5% (+2.0pt)
JPX日経400	394社	393社 (-1)	99.7% (+0.2pt)	388社 (-2)	98.5% (±0pt)	144社 (+15)	36.5% (+3.9pt)

注：括弧内は前年7月比

(参考) 1社あたりの独立社外取締役人数

集計対象	社数	取締役会	独立社外取締役					
		平均 人数	平均 人数	1名	2名	3名	4名	5名以上
プライム市場	1,551社	9.3人	4.4人	4社	79社	366社	458社	643社
				0.3%	5.1%	23.6%	29.5%	41.5%
スタンダード市場	1,563社	7.6人	2.6人	190社	577社	495社	185社	95社
				12.2%	36.9%	31.7%	11.8%	6.1%
グロース市場	594社	6.0人	2.4人	140社	204社	141社	81社	20社
				23.6%	34.3%	23.7%	13.6%	3.4%
全上場会社	3,708社	8.1人	3.3人	334社	860社	1,002社	724社	758社
				9.0%	23.2%	27.0%	19.5%	20.4%
JPX日経400	394社	10.3人	5.1人	1社	11社	44社	91社	247社
				0.3%	2.8%	11.2%	23.1%	62.7%

注：下段の数値（比率）は各区分における社数に占める構成比

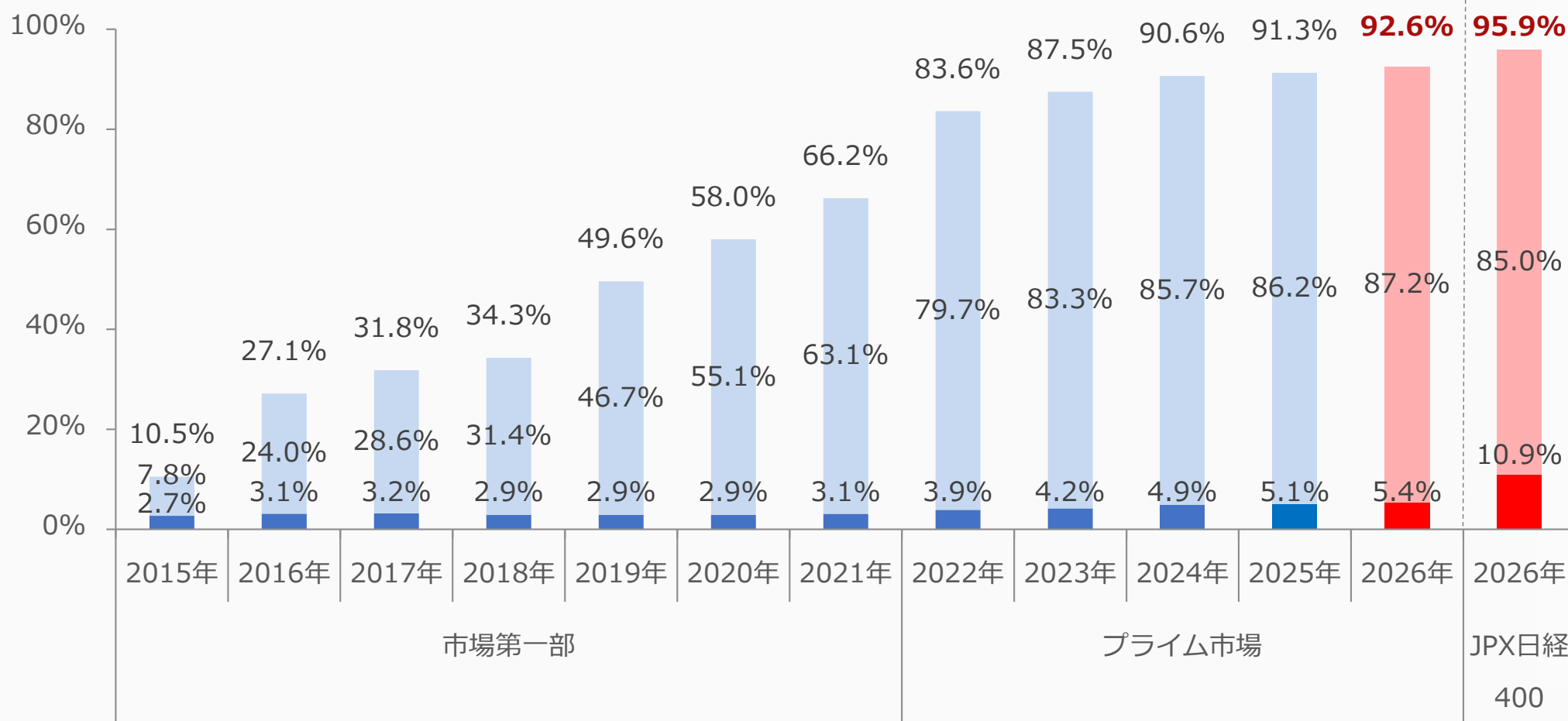
2. 指名委員会・報酬委員会の設置状況

2. (1) a 指名委員会の設置状況

- プライム市場上場会社のうち、法定の指名委員会等設置会社は**5.4%**（前年比+0.3pt）、監査等委員会設置会社または監査役会設置会社で任意の指名委員会を設置している会社は**87.2%**（前年比+1.0pt）

【指名委員会設置会社（プライム市場）の比率推移】

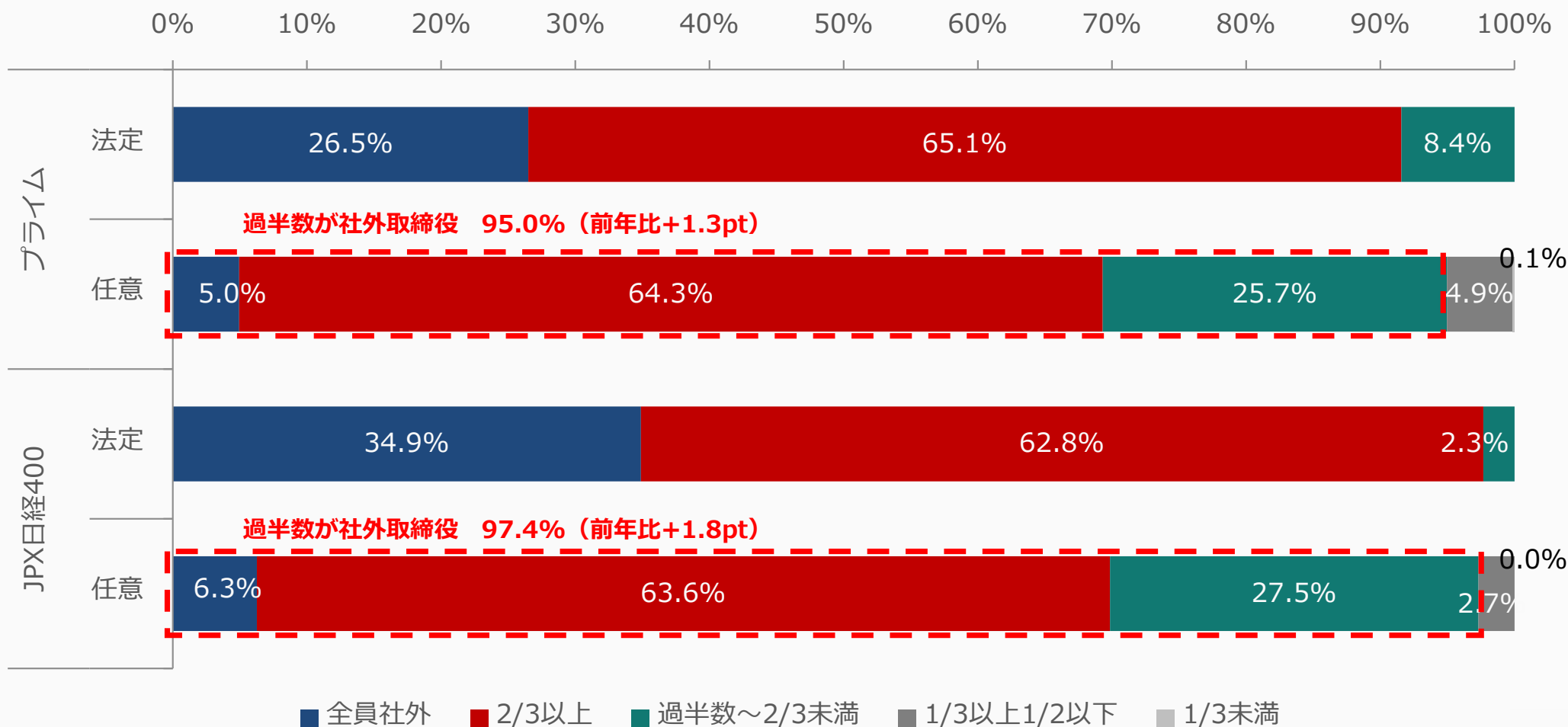
■ : 任意（監査役会設置会社または監査等委員会設置会社）
■ : 法定（指名委員会等設置会社）



2. (1) b 指名委員会における社外取締役の比率

- 任意の指名委員会の過半数が社外取締役である上場会社の比率は、
 - ✓ プライム市場では、**95.0%**（前年比+1.3pt）
 - ✓ JPX日経400では、**97.4%**（前年比+1.8pt）

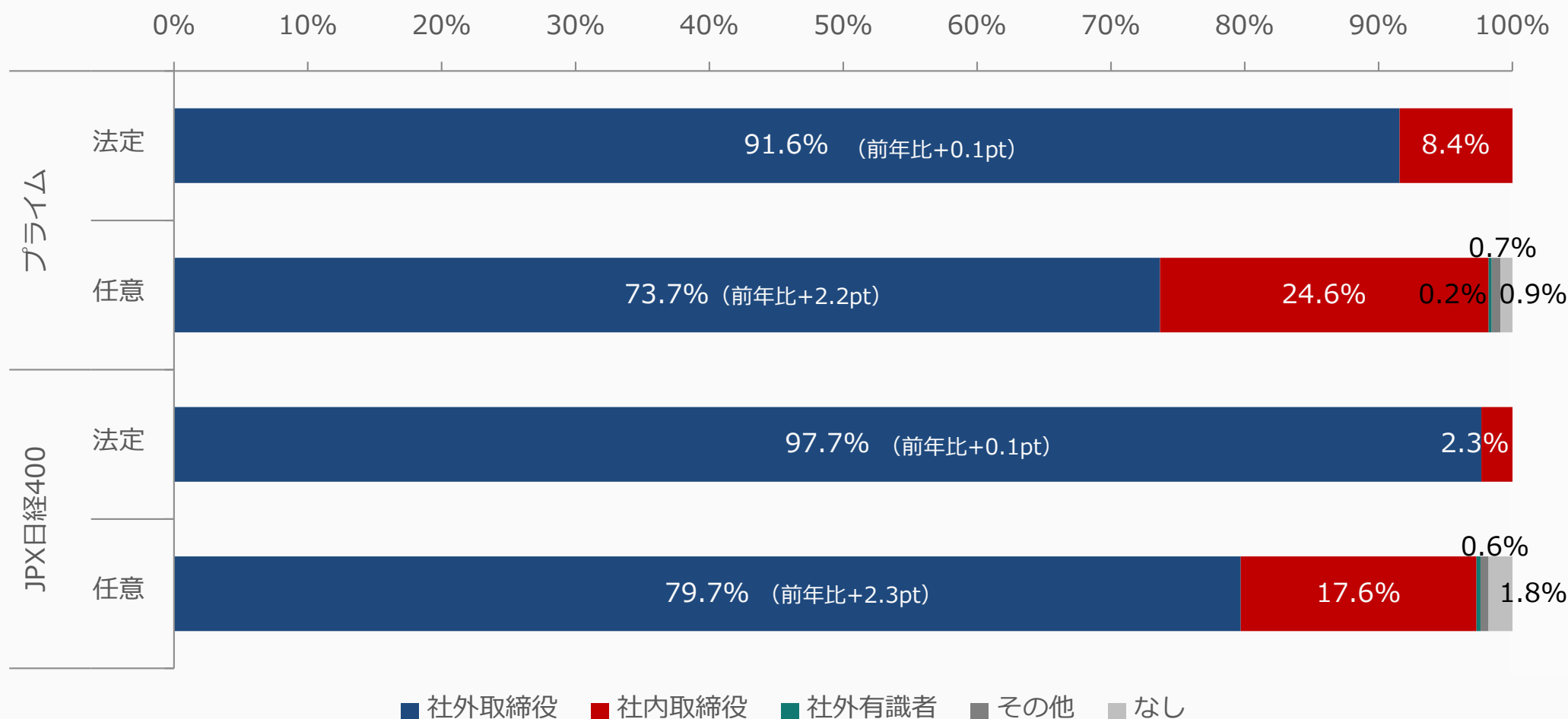
【指名委員会における社外取締役の比率】



2. (1) c 指名委員会の委員長の属性

- 法定の指名委員会の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
✓ プライム市場、JPX日経400では、それぞれ**91.6%**、**97.7%**
- 任意の指名委員会の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
✓ プライム市場、JPX日経400では、それぞれ**73.7%**、**79.7%**

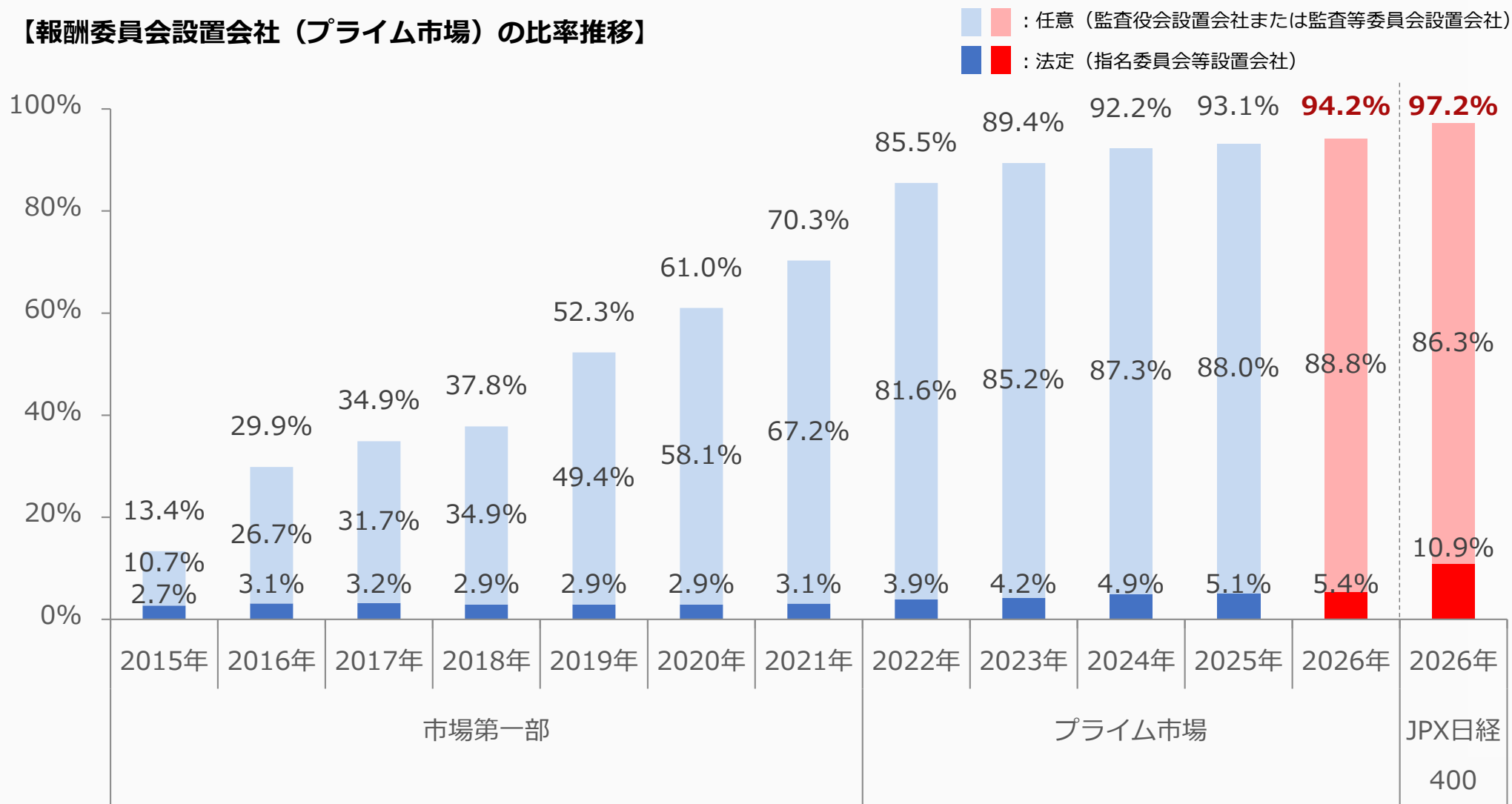
【指名委員会の委員長の属性】



2. (2) a 報酬委員会の設置状況

- プライム市場上場会社のうち、法定の指名委員会等設置会社は**5.4%**（前年比+0.3pt）、監査等委員会設置会社または監査役会設置会社で任意の報酬委員会を設置している会社は**88.8%**（前年比+0.8pt）

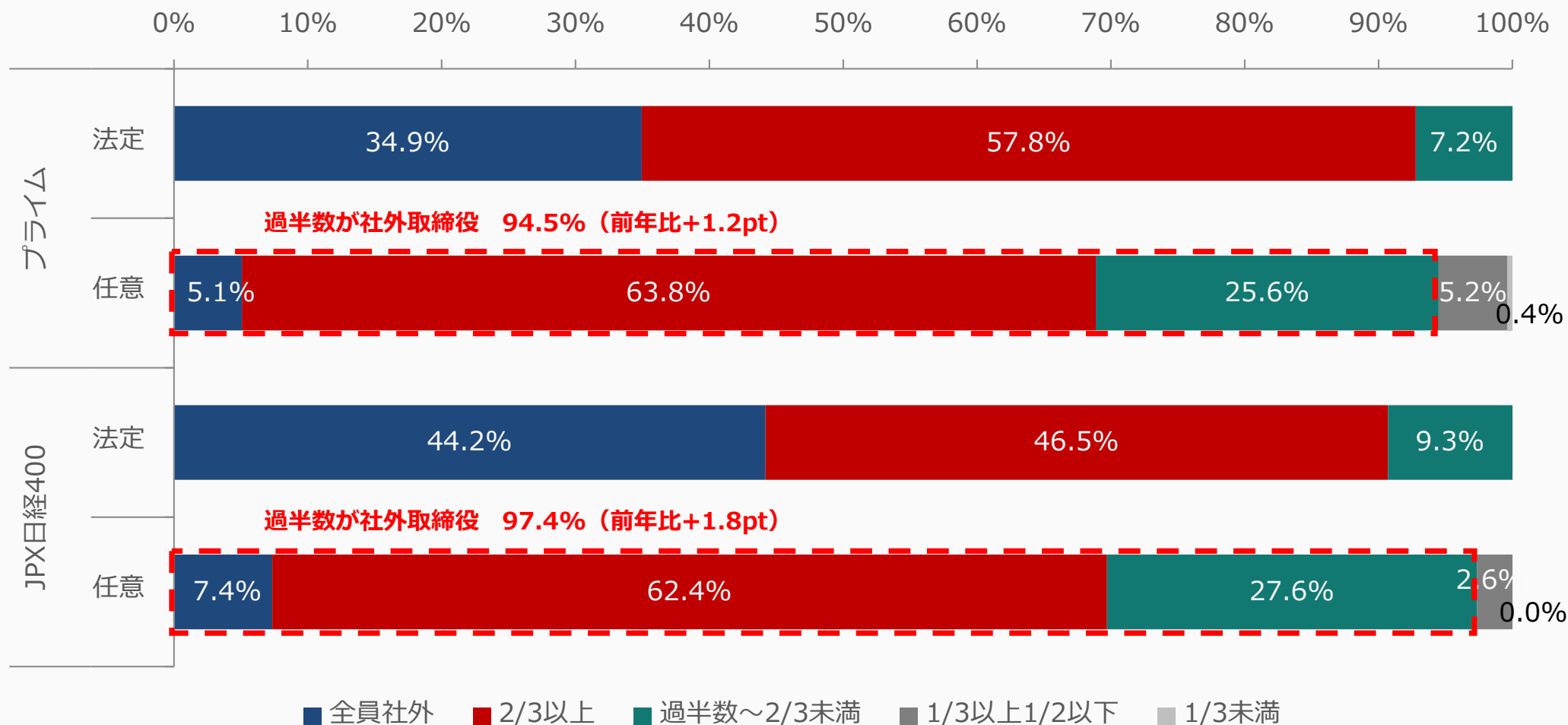
【報酬委員会設置会社（プライム市場）の比率推移】



2. (2) b 報酬委員会における社外取締役の比率

- 任意の報酬委員会の過半数が社外取締役である上場会社の比率は、
 - ✓ プライム市場では、**94.5%**（前年比+1.2pt）
 - ✓ JPX日経400では、**97.4%**（前年比+1.8pt）

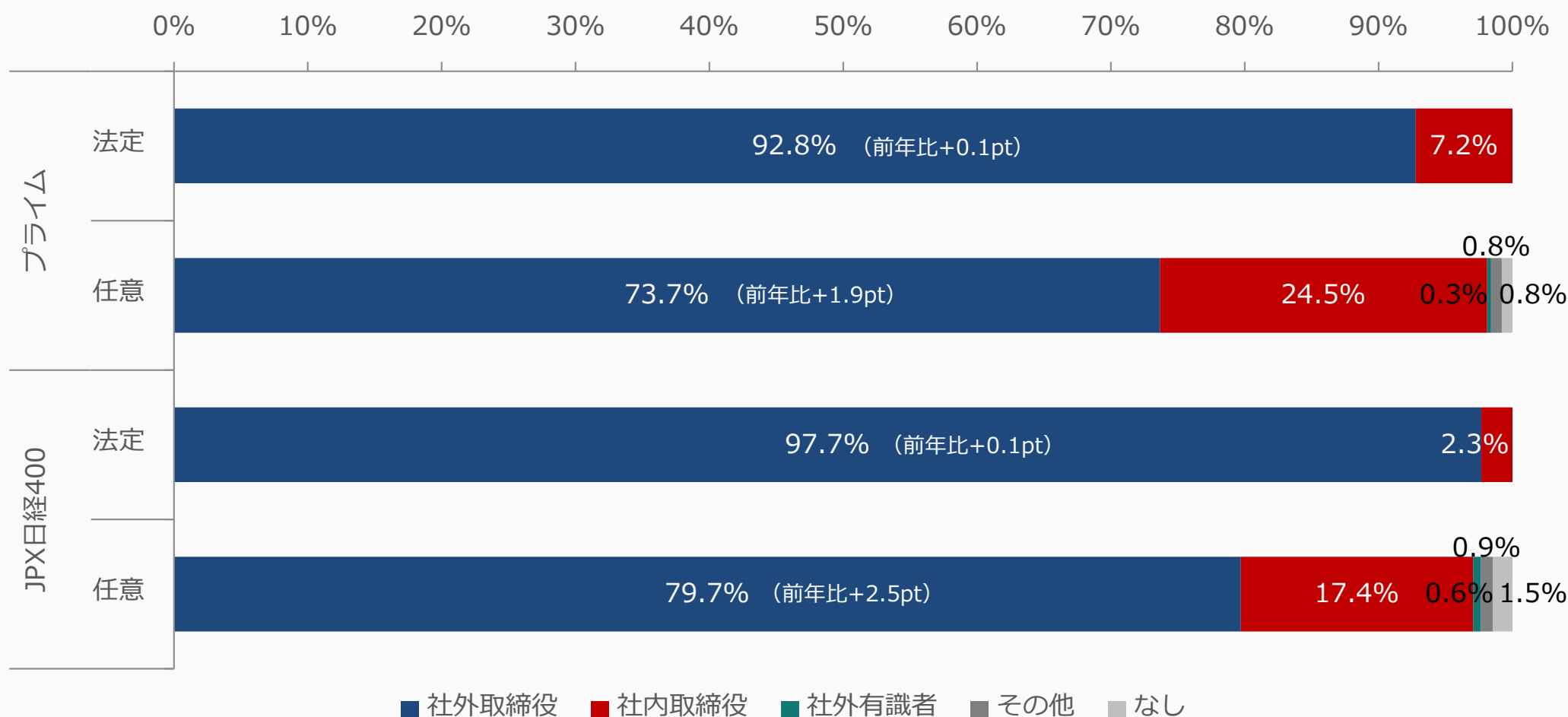
【報酬委員会における社外取締役の比率】



2. (2) c 報酬委員会の委員長の属性

- 法定の報酬委員会の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
✓ プライム市場、JPX日経400では、それぞれ**92.8%**、**97.7%**
- 任意の報酬委員会の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
✓ プライム市場、JPX日経400では、それぞれ**73.7%**、**79.7%**

【報酬委員会の委員長の属性】



(参考) 指名委員会・報酬委員会の設置状況

集計対象	社数	指名委員会等設置会社		監査等委員会設置会社または監査役会設置会社			
		法定の指名委員会・報酬委員会		任意の指名委員会		任意の報酬委員会	
		会社数	比率	会社数	比率	会社数	比率
プライム市場	1,551社	83社 (+1)	5.4% (+0.3pt)	1,352社 (-46)	87.2% (+1.0pt)	1,378社 (-50)	88.8% (+0.8pt)
スタンダード市場	1,563社	14社 (+3)	0.9% (+0.2pt)	747社 (+20)	47.8% (+1.5pt)	804社 (+27)	51.4% (+1.9pt)
グロース市場	594社	4社 (+1)	0.7% (+0.2pt)	173社 (+11)	29.1% (+2.5pt)	239社 (+4)	40.2% (+1.7pt)
全上場会社	3,708社	101社 (+5)	2.7% (+0.2pt)	2,272社 (-15)	61.3% (+1.1pt)	2,421社 (-19)	65.3% (+1.1pt)
JPX日経400	394社	43社 (+2)	10.9% (+0.5pt)	335社 (-1)	85.0% (+0.2pt)	340社 (-2)	86.3% (-0.1pt)

注：括弧内は前年7月比

3. 参考資料

会社法上の機関設計の選択状況

集計対象	社数	指名委員会等 設置会社		監査等委員会 設置会社		監査役会 設置会社	
		会社数	比率	会社数	比率	会社数	比率
プライム市場	1,551社	83社 (+1)	5.4% (+0.3pt)	784社 (+5)	50.5% (+2.5pt)	684社 (-77)	44.1% (-2.8pt)
スタンダード市場	1,563社	14社 (+3)	0.9% (+0.2pt)	733社 (+33)	46.9% (+2.3pt)	816社 (-42)	52.2% (-2.5pt)
グロース市場	594社	4社 (+1)	0.7% (+0.2pt)	247社 (+21)	41.6% (+4.5pt)	343社 (-38)	57.7% (-4.7pt)
全上場会社	3,708社	101社 (+5)	2.7% (+0.2pt)	1,764社 (+59)	47.6% (+2.7pt)	1,843社 (-157)	49.7% (-2.9pt)
JPX日経400	394社	43社 (+2)	10.9% (+0.6pt)	164社 (+14)	41.6% (+3.7pt)	187社 (-18)	47.5% (-4.3pt)

注：括弧内は前年7月比

【原則 4 – 7. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

特に、監査役会設置会社又は監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置し、適切な関与・助言を得るべきである。

プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

【原則 4 – 10. 独立社外取締役の数の確保】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすことができる資質を十分に備えた独立社外取締役を選任すべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。

支配株主を有するプライム市場上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも過半数（支配株主を有するその他の市場の上場会社においては3分の1以上）選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。